

◎建設業法違反の下記業者について、下記期間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：①水道機工株式会社
②株式会社水機テクノス
業者の住所：①東京都世田谷区桜丘5-48-16
②東京都世田谷区桜丘5-48-16
- 指名停止措置期間：①令和5年4月21日～令和5年10月20日
(6ヵ月)
②令和5年4月21日～令和5年7月20日
(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要
本件は、水道機工(株)及び(株)水機テクノスが令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたなど、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止等)を受けたものである。
- 指名停止措置理由
当該業者たる水道機工(株)及び(株)水機テクノスが関東地方整備局長より監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「措置要領」と総称する。)の別表第2第13号(下記参照)に該当する。

<措置要領別表第2>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局(福岡市博多区博多駅東2-10-7)
代表：092-471-6331
総務部契約課長 小柳 康孝 (内線 2511)
(契約課直通：Tel 092-476-3509)
港湾空港関係
総務部契約管理官 坂本 起朗 (内線 290)
(経理調達課直通：Tel 092-418-3345)